

# 保守点検業者の皆様へお願い

浄化槽の機能が正しく発揮され、河川や湖にきれいな水を流すためには、適切な維持管理が必要です。

日頃から浄化槽管理者(使用者)と接しておられる皆様から、今一度、次の点について周知・アドバイスして下さるよう、ご協力をお願いします。

## ① 正しい使用方法を守ってください。

- 浄化槽に殺虫剤や酸・アルカリの強い洗剤は流さないで！  
…水をきれいにしてくれる微生物が死んでしまいます。  
トイレのお掃除洗剤に気をつけて。
- 流しに食用油を捨てないで！  
…水をきれいにしてくれる微生物に大きな負担をかけます。  
食器の汚れは紙でさっと拭いてから。
- 水に溶けないものは流さないで！  
…詰まりの原因になります。  
水に溶けないティッシュや生理用品、吸い殻はトイレに捨てないで。
- ブロアの電源は抜かないで！  
…水をきれいにしてくれる微生物が死んでしまいます。
- 浄化槽の上には重いものを置かないで！  
…浄化槽が重さに耐えられなくなります。  
いつでも保守点検や清掃ができる状態にしておいてください。
- ディスポーザーを使うには  
…ディスポーザー対応の浄化槽でなければ使ってはいけません。

## ② 保守点検を行ってください。

- 浄化槽がちゃんと機能しているかどうかを判断し、微生物が働きやすい環境にするために、各機器類の点検や消毒剤の補充を行ったり、清掃が必要な時期を判断するなどの「保守点検」を定期的に行うことが浄化槽法で定められています。
- 保守点検は自分でもできますが、法律で定めた基準を守らなくてはならないので、知事の登録を受けた保守点検業者に委託するのがよいでしょう。

## ③ 年に一度は清掃が必要です。

- 微生物が汚水を処理すると、スカムや汚泥がたまりやすくなります。  
汚泥がたまりすぎると、浄化槽が正常に機能しなくなるおそれがあります。  
そのため、年に1度以上は、スカムや汚泥を引き抜き、各装置を洗浄したり掃除をする「清掃」を行うことが、浄化槽法で定められています。



## ④ 法定検査でチェックを受けてください。

- 浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽が正常に機能しているかどうかをチェックするために、年に1度、「法定検査」(11条検査)を受検することが浄化槽法で定められています。(そのほかに、浄化槽の使用開始後、3ヶ月を経過してから5ヶ月の間に、浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかどうかをチェックするための検査(7条検査)があります。)
- 法定検査は、知事が指定する検査機関である「公益社団法人 北海道浄化槽協会」が実施します(連絡先電話番号:011-823-4755)。
- 保守点検と法定検査は目的が異なります。  
保守点検を行っていても、法定検査は必要です。  
平成17年の法改正により未受検者には指導や命令が行われる場合があります。

- そのほか
- 「使用開始報告書」
  - 「浄化槽管理者変更届」
  - 「休止・再開」
  - 「廃止届」
  - 「保守点検・清掃の記録票の保管」
  - ★ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

等についても、アドバイスを  
お願いします。

「単独」は台所などの排水を処理せず流すので、「合併」の8倍の汚れを川などに放流しています！

\* 設置の届出がされていない浄化槽を把握したときは、市町村に連絡をお願いします。



北海道 環境生活部 環境局  
循環型社会推進課 一般廃棄物係

電話 011-231-4111 (内線24-312)  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/jokaso.htm>



ドーチョくん